

## 議案第49号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成26年10月23日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

## 提案理由

一般職の職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げに準じて教育長に支給する期末手当の支給割合を引き上げるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。